

令和 2 年

奥州市教育委員会会議録

第 2 回定例会 3 月 25 日招集

奥州市教育委員会

1 開会、閉会等に関する事項

開催日時 開会 令和2年3月25日(水)午後3時
閉会 令和2年3月25日(水)午後5時03分
開催場所 江刺総合支所4階特別会議室

2 出席委員の氏名

1番 田面木 茂 樹 委員(教育長)
2番 吉 田 政 委員(教育長職務代理者)
3番 高 橋 キ エ 委員
4番 及 川 憲太郎 委員
5番 藤 田 登茂子 委員

3 説明のため出席した職員の職及び氏名

千田良和教育部長、千田淳一教育総務課長、朝倉啓二学校教育課長、千葉達也学校教育課主幹、鈴木常義歴史遺産課長、二階堂純協働まちづくり部生涯学習スポーツ課長

事務職員出席者：菊池長教育総務課長補佐

4 本日の会議に付した事件(議事日程第1号)

第1 会期の決定

第2 教育長報告

- (1) 生徒指導について
- (2) 家庭的保育事業等の認可について
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の量(施設の定数)に対する意見を求めることについて
- (4) 第2期奥州市子ども・子育て支援事業計画(案)について
- (5) 奥州市社会教育及びスポーツ施設再編計画について
- (6) 成年年齢引き下げ後の成人式開催(対象年齢)について

第3 議案第1号 奥州市教育委員会事務局の職員(部課長等の管理職にかかわる分)の人事異動を定めることに係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

第4 議案第2号 奥州市教育委員会の所管に属する教育機関の職員(非常勤特別職及び会計年度任用職員である教育機関の長にかかわる分)の人事に関し議決を求めることについて

第5 議案第3号 奥州市教育委員会外国語指導助手就業規則の全部改正について

第6 議案第4号 奥州市立学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

第7 議案第5号 奥州市教育委員会の組織別職員定数規程及び奥州市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について

第8 議案第6号 奥州市教育委員会公印規程及び奥州市教育委員会文書規程の一部改正について

第9 議案第7号 市議会の議決を経るべき事件の追加議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

第10 議案第8号 市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨

時代理処理に関し承認を求めることについて

第11 議案第9号 奥州市における部活動の在り方に関する方針の改定について

第12 議案第10号 奥州市教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規程の一部改正について

5 会議の概要

開会、会議成立宣言、本日の会議日程について「議事日程第1号」により進めることを宣言、秘密会とする議決（教育長報告「生徒指導について」）、秘密会とした教育長報告「生徒指導について」は、学校ごと又は児童生徒の個々の状況に関わらない部分のみを公表することの議決、議案の審議

第1 会期の決定について

本日1日と決定。

第2 教育長報告

1 生徒指導について

※ 説明要旨及び質疑等の内容は非公開。

2 家庭的保育事業等の認可について

詳細について、千葉子ども・子育て支援推進室長が資料に基づき説明。

【要旨】

事前配布資料P6のとおり説明。

【質疑等】

なし

3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の量（施設の定数）に対する意見を求めることについて

詳細について、千葉子ども・子育て支援推進室長が当日配布資料P8に基づき説明。

【質疑等】

高橋委員：胆沢地域、衣川地域、の令和2年度の待機児童の状況はどうなっているか。

千葉室長：胆沢地域は年間で15人、衣川は待機なしと見込んでいる。

4 第2期奥州市子ども・子育て支援事業計画(案)について

詳細について、千葉子ども・子育て支援推進室長が当日配布資料「第2期奥州市子ども・子育て支援事業計画【概要版】」に基づき説明。

【質疑等】

吉田委員：預かりの内容が多いが、子育てに関する親への教育的な視点での内容はいいのか。

千葉室長：子どもの関係するプランが複数ある。子どもの権利に関する計画や社会教

育など。それらが一本化すれば良いという意見が合った。保護者へのアドバイスは社会教育部門と子育て部門が連携していくことが必要と考えている。

この計画は義務教育までが対象であり、親への教育的なものは、生涯学習スポーツ課で行う。来年度からは健康こども部で一元化に取り組む。

及川委員：この計画では 13 の事業が掲げられているが、それ以外に新たな事業はあるのか。

千葉室長：13 事業は全国統一のメニューであり新規はない。この事業以外に市の単独事業として取り組んでいるものは、保育士確保に補助金を出すことや、貧困対策のための子ども食堂事業がある。

吉田委員：少子化で子どものいる家庭が少なくなっていることから、子どものいる親のネットワーク化が大事であり、孤立化を防ぐような取り組みを進めて欲しい。

千葉室長：全庁的に子どもを育てる取り組みと、行政と保護者と地域で取組を推進していく。また、LINE 等新しいツールを活用した取組も検討していく。

教育長：新しいツールは良いことであり、検討を進めたい。

5 奥州市社会教育及びスポーツ施設再編計画について

詳細について、生涯学習スポーツ課長が資料に基づき説明。

【要旨】

- ・ 「計画の背景」は、当課が所管する公的施設は 15 の社会教育施設と 45 のスポーツ施設となっている。ほとんどの施設が老朽化し、各施設とも管理費が増加している。40 年後の将来を想定すれば、施設の再配置は不可避となっている。
- ・ 次に「基本事項」だが、本計画は「奥州市公共施設等総合管理計画個別施設計画」を策定するため、民間委員の意見をもとにまとめた資料となっている。令和 2 年度には、行政経営室が中心となって庁内各部門の全体調整を図り、市民説明等を経て市としての計画になる予定。令和 38 年までの 40 年間を計画期間としている。
- ・ 「施設の評価」は、一次評価、二次評価、総合評価を踏まえて、各施設の必要性を判断している。
- ・ 「公共施設等のマネジメントによる効果」が、供給量の適正化による効果として、計画前の当該公共施設すべての延べ床面積が 75,344.40 m²であるのに対して、計画後は半減する計画となっている。既存施設等の有効活用による効果として、計画前の更新費と修繕費については 27,279,345 千円（272 億 7 千 934 万円）だが、計画後は 1.15%削減される計算となる。削減の幅が少ないことについては、施設をすべて解体撤去する想定でこの経費を算入していることによる。そして、効率的な管理・運営による効果ですが、計画前の管理・運営費の見込みが 27,977,040 千円（279 億 7 千 704 万円）に対して、計画後は 16.38%削減される計算となっている。
- ・ 具体の施設に係る統廃合の計画については、11 ページから 15 ページをご参照願う。詳細は割愛するが、令和 38 年の想定として、図書館については、水沢と江刺を残す計画となっている。文化会館は Z ホールだけを残す計画。陸上競技場や多目

的グラウンド、パークゴルフ場は半減、テニスコートは水沢公園テニスコートをはじめ4つを残す計画、野球場も半分に、体育館は水沢体育館、江刺中央体育館、前沢B&Gセンター体育館、胆沢総合体育館を残す計画。武道館等については、水沢弓道場だけを残す計画である。相撲場は水沢相撲場のみ、プールは大鐘と前沢を残す計画となっている。

- ・ 繰り返しになりますが、今後は市の全体計画との調整を踏まえて、公的なプランとして具体化を進めることとなる。

【質疑等】

吉田委員：廃止という言葉の意味は、建物だけでなくゼロにするということか。

二階堂課長：施設を無くすことは前提であるが、例えば図書館であれば近隣の施設の複合化により機能を分担したりするという考えである。

吉田委員：図書館は、水沢、江刺以外は廃止ということだが、蔵書が多く近隣の施設には入りきらないのではないか。図書館は近くでないとなれば足が向かなくなる。サービスはどうなるのか。

二階堂課長：住民説明はこれからで、厳しい声が出ることは想定している。図書館は総合支所に図書館機能を持たせるなどの議論があった。機能は無くすのではなくて総合支所を複合化し対応するもの。

教育長：議論することは必要で利害関係は必ず出る。Zアリーナを廃止し水沢体育館を残すのは逆だと思う。

二階堂課長：Zアリーナは立地場所により使いづらいという意見があった。水沢体育館は利用者が多い。調整は困難だった。財政的な面を検討し、特に耐用年数を踏まえて廃止としているもの。もっともっと廃止すべきだという意見、地域が崩壊するという意見もあった。

教育長：これがたたき台ということ。

6 成年年齢引き下げ後の成人式開催（対象年齢）について

詳細について、生涯学習スポーツ課長が資料に基づき説明。

【要旨】

- ・ 令和4年度からの成年年齢引き下げ後の成人式対象年齢を「20歳」とする方向で検討している。経緯は、令和4年4月1日に施行される改正民法に伴い、成年年齢が18歳に引き下げられる。従来、20歳に達する成年を対象に「成人式」を開催していたが、成年年齢との絡みで対象年齢をどうすべきか検討している。
- ・ 成人式対象年齢を18歳とした場合の課題は、受験、就職等の時期と重なり、対象者や家族の精神的、金銭的負担が大きいことが挙げられる。また、旧友と再会する機会としての価値が薄まるといったことも危惧される。加えて、令和4年度に18歳から20歳の成人式を一度に開催するとなれば、会場運営や事務が困難だと考えられる。
- ・ この件に関しては令和元年12月に、市内高等学校8校の生徒会へ対象年齢に関

する調査を実施している。結果は、すべての回答が「今までどおり 20 歳で開催することが望ましい」というもの。参考までに、他の自治体の動向をお知らせする。引き続き 20 歳での成人式を開催すると表明しているのは、岩手県ではまだない。東北では福島市や仙台市が、全国に目を転じれば、横浜市や京都市、都内 10 市区町村などが、「はたちの集い」などという名称で実施する旨を宣言している。

- ・ 成人式対象年齢を 20 歳に決定したいとする理由は、課題のところでも触れたとおり、まず受験、就職期を避けることで、対象者や家族の精神的、金銭的な負担が軽減できることが挙げられる。奥州市ならではの「家族からの手紙」による家族への感謝の気持ちが深まる、郷土への愛着が深まることも理由の一つ。それから、各地域の厄年連へ繋がる機会になること、民法改正後も飲酒、喫煙などの制限年齢が 20 歳であることから、20 歳が区切りの年齢とも考えられることなどがその理由。
- ・ 先に、社会教育委員 19 人に対する書面による意見徴収を行っている。意見提出者 13 人全員から、対象年齢を 20 歳とすることに賛成である旨の意向が寄せられた。
- ・ 当課としては、対象となる青年、その保護者の負担を考慮し、早めに決定し、周知したいと考えている。市長決裁を経て、4 月にも公表する方向であり、ご承知置き願いたい。

【質疑等】

なし

以上で教育長報告を終わる。

第 3 議案第 1 号 奥州市教育委員会事務局の職員（部課長等の管理職にかかわる分）の人事異動を定めることに係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を千田教育総務課長が行った。

【提案理由】

- ・ 本案は、教育委員会事務局の管理職職員の人事異動の決定について、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第 3 条第 1 号の規定に基づく、臨時代理処理を行ったことから、同規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、当委員会の承認を求めるため、本案を提出するもの。

【補足説明】

当日配布資料 P 4 ～ P 6 に沿って説明。

【質疑等】

なし

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案承認。

第4 議案第2号 奥州市教育委員会の所管に属する教育機関の職員（非常勤特別職及び会計年度任用職員である教育機関の長にかかわる分）の人事に関し議決を求めることについて

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を千田教育総務課長が行った。

【提案理由】

- ・ 本案は、教育委員会の所管に属する、非常勤特別職及び会計年度任用職員である教育機関の長の任免について、当委員会の議決を得るため、本案を提出するもの。

【補足説明】

- ・ 事前配布資料P16～18に沿って説明。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案承認。

第5 議案第3号 奥州市教育委員会外国語指導助手就業規則の全部改正について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を朝倉学校教育課長が行った。

【提案理由】

- ・ 本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に移行する外国語指導助手の設置について必要な事項を定めるため、本件規則の全部改正をするもの。

【補足説明】

- ・ 外国語指導助手は、今年度までは「非常勤職員」として独立した就業規則を細かく定めていた。しかし、来年度からは「会計年度任用職員」となることから、基本的に奥州市の会計年度任用職員に係る規則に準じて報酬や勤務条件が定められることとなる。したがって、今回の全部改正は、外国語指導助手を置くための設置規則として新たに「設置」、「職務」、「任命」、「身分」、「勤務時間」等を定めるもの。
- ・ なお、身分が非常勤職員から会計年度任用職員に変わることになるが、職務や実際の学校等への派遣、授業における指導の在り方などは変わらず、今年度までと同様となることを申し添える。

【質疑等】

なし。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案承認。

第6 議案第4号 奥州市立学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を朝倉学校教育課長が行った。

【提案理由】

- ・ 本案については、会計年度任用職員の勤務時間の割振りについて定めるとともに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限を設けるため、本件規則の一部改正をするもの。

【補足説明】

- ・ 今回の改正は、会計年度任用職員の導入及び「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（この後は、「給特法」と申し上げます）」の一部改正に伴い、本件規則の一部改正をしようとするもの。具体的な改正内容を説明する。当日配布資料8ページをご覧ください。1点目は、「会計年度任用職員の導入」に伴う改正である。8ページの中段の「第11条」にありますとおり、学校に配置となった会計年度任用職員の勤務時間の割振りは校長が定めることとした。2点目は、給特法の一部改正に伴う改正となる。教職員の長時間勤務が問題となっている状況から、教職員の働き方改革が課題となっている。今回の給特法の改正は、このことに対応したものであり、改正点は2点ある。1つ目は、時間外勤務の上限の設定。2つ目は週休日に勤務した場合の振替を長期休業中にまとめ取りすることができることとしたことと。
- ・ 今回の市の規則改正は、この改正点のうち1つ目の時間外勤務の上限の設定に対応したもの。第12条の(1)(2)にありますように、時間外勤務の上限を法が定めるとおり1か月45時間、1年360時間とするものです。第2項では、一時的又は突発的な状況が起きた場合を定めておりますが、基本的には、月45時間、年360時間の上限を守るよう、働き方改革を推進してまいりたいと考えている。

【質疑等】

吉田委員：タイムカード等は導入するのか。

朝倉課長：今まで自己申告としていたが、法律で客観的な資料が求められており、新年度途中からタイムカードを導入する。5月、6月になる見込み。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案承認。

第7 議案第5号 奥州市教育委員会の組織別職員定数規程及び奥州市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について。

【提案理由】

- ・ 本案については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、教育委員会の組織別の職員の定数に会計年度任用職員の人数を含まないこととするとともに、引用する地方公務員法の規定を改めるため、本件訓令の一部を改正しようとするもの。

【補足説明】

- ・ 当日配布資料P36～40に沿って説明。

【質疑等】

なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案承認。

第8 議案第6号 奥州市教育委員会公印規程及び奥州市教育委員会文書規程の一部改正について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を千田教育総務課長が行った。

【提案理由】

- ・ 本案は、奥州市立上姉体幼稚園、奥州市立前沢南幼稚園、奥州市立前沢北幼稚園、奥州市立前沢東幼稚園及び奥州市立小山西幼稚園の廃止に伴い、これらの幼稚園に係る公印及び文書の記号に関する規定を削るため、関係訓令を一部改正しようとするもの。

【補足説明】

- ・ 事前配布資料P41～46に沿って説明。

【質疑等】

なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案承認。

第9 議案第7号 市議会の議決を経るべき事件の追加議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を千田教育部長が行った。

【提案理由】

- ・ 本案は、令和2年第1回奥州市議会定例会において、市議会の議決を経るべき事件の追加議案を作成することについて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、市長から当委員会の意見を求められたが、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、「教育長に対する事務委任等に関する規則」の規定に基づき臨時代理処理を行っている。具体的に申し上げますと、資料No.1 事前配布資料の49ページにお示したとおり、市長に対し意見の回答を行った。については、この処理に対し、同規則の規定により当委員会の承認を求めるため、本案を提出するもの。

【補足説明】

- ・ 資料No.1 事前配布資料の52ページ、議案第7号関係「令和2年第1回 奥州市議会定例会 付議事件（教育に関する事務）」を御覧いただきたい。令和2年第1回奥州市議会定例会に市長が提案する議案のうち、教育委員会に関するものは、議案が2件となっている。
- ・ 市議会議案第41号「江刺第一中学校屋内運動場改築建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」、資料は53ページ。本工事は、新市建設計画に基づき、江刺第一中学校屋内運動場改築事業として建築工事を行うもので、鉄骨造2階建て 延べ床面積2千316点29平方メートルの規模で整備する。工事の発注については、大規模な工事であることから、奥州市営建設工事 請負資格者名簿の建築一式工事のA級に登録されている、市内に本店を有する業者2者により構成された共同企業体3者を指名し、去る2月6日に入札を執行したところ、高惣建設 株式会社・板谷建設 株式会社 特定市営建設工事 共同企業体が落札したので、契約金額5億7千640万円で請負契約を締結しようとするもの。以上、地方自治法 第96条第1項第5号 及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得 又は処分に関する条例 第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。
- ・ 次に、市議会議案第42号「令和元年度奥州市一般会計補正予算（第11号）」について、資料は54ページから59ページまで。今回の補正予算は、年度末の事業の進捗に合わせて、中学校費や児童福祉費に所要の措置をするものである。まず、債務負担行為の補正では、中学生 海外派遣研修に係る渡航旅費について 廃止するものである。次に、繰越明許費の補正であるが、翌年度に繰り越して使用することが出来る経費として、江刺第一中学校屋内運動場改築事業を追加し、前沢北こども園新築事業を変更しようとするものである。

【質疑等】

なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案承認。

第 10 議案第 8 号 市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を千田教育部長が行った。

【提案理由】

- ・ 本案については、令和 2 年第 1 回奥州市議会臨時会において、市議会の議決を経るべき事件の議案を作成することについて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、市長から当委員会の意見を求められたが、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、「教育長に対する事務委任等に関する規則」の規定に基づき臨時代理処理を行っている。資料No. 1 事前配布資料の 62 ページにお示ししたとおり、市長に対し意見の回答を行っている。ついては、この処理に対し、同規則の規定により当委員会の承認を求めるため、本案を提出するもの。

【補足説明】

- ・ 資料No. 1 事前配布資料の 66 ページ、議案第 8 号関係「令和 2 年第 1 回 奥州市議会臨時会 付議事件（教育に関する事務）」を御覧いただきたい。令和 2 年第 1 回奥州市議会臨時会に市長が提案する議案のうち、教育委員会に関するものは、議案が 3 件となっている。
- ・ 市議会議案第 4 号「奥州市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部改正について」については、資料は 67 ページから 70 ページとなる。この改正は、子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症により臨時に休園等をする場合等において、保育の提供がなされなかった期間を除いて利用者負担額を日割りによって計算できるよう措置するため、本件条例を一部改正しようとするものである。改正の主な内容は、利用者負担額を日割りによって計算する場合の事由を 子ども・子育て支援法施行規則の規定を引用して整理したもの。なお、この条例の施行期日は、公布の日とするもの。
- ・ 市議会議案第 6 号「前沢北こども園新築建築工事の変更契約の締結に関し議決を求めることについて」について、資料は 71 ページとなる。令和 2 年 1 月 29 日に第 1 回の変更契約の専決処分をし、同年 2 月 14 日に 議会に報告をいたしました「前沢北こども園 新築建築工事」について、その変更契約の締結後、必要となる下足入れや園児用ロッカー等、家具の仕様及び数量の確定等並びに実地精査などに伴い、工事費の増額が生じたもの。このことから、第 1 回の変更契約額に 1 千 284 万 8 千円を増額し、変更後の請負金額を 4 億 2 千 865 万 9 千円とする変更契約を締結しようとするものであり、地方自治法 第 96 条第 1 項第 5 号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定より、議会の議決を求めるものである。
- ・ 市議会報告第 1 号「学校管理下の事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の

報告について」について、資料は 72 ページから 73 ページとなります。平成 30 年 9 月 14 日午後 1 時 45 分頃、市内の小学校において、児童が負傷する事故が発生した。この事故は、児童が会議室を清掃中に、折り畳み式の長机のテーブルに指を挟み、右手人差し指の先端を切断したものであります。相手方との協議の結果、市と相手方の過失割合を 10 対 0 とし、市は、相手方に対し、医療費の健康保険組合負担分として損害額 4 万 5 千 6 百 4 0 円全額を支払うことで示談が整い、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定によりご報告申し上げるものである。なお、今後このような事故が起らないよう安全管理及び点検について十分注意を払ってまいります。

【質疑等】

吉田委員：事故の件で、子ども保険はなかったのか。

朝倉課長：日本スポーツ振興センターの保険から障害見舞金として 225 万円ほど支払われている。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案承認。

第 11 議案第 9 号 奥州市における部活動の在り方に関する方針の改定について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を朝倉学校教育課長が行った。

【提案理由】

- ・ 本案は、岩手県における部活動の在り方に関する方針の一部改定に伴い、本方針の一部を改定するため提出するもの。

【補足説明】

- ・ 主な改定内容について、ご説明させていただく。1 点目は、77 ページをご覧いただきたい。表の右側の欄が改定後の内容は、○印の 3 つ目の下線を引いた部分で、方針策定の趣旨等の中で、「部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、参加を義務付けたり、活動を強制したりしないよう留意すること」としたこと。岩手県では、これまで全員加入が原則として部活動が実施されてきたが、参加の義務付けや活動の強制をしないことを明記したもの。しかし、現状を考えると部活動への加入も任意とすると、中体連や中文連の運営にも影響を及ぼしかねないものであるため、当面は加入とは切り離して考えるように中体連等には理解をお願いしている。
- ・ 2 点目は、79 ページをご覧いただきたい。中ごろの「イ」の部分で、部活動指導員の配置を推進することを加えている。
- ・ 3 点目は、方針全体を通して、文化部に関して明確に記述したこと。
- ・ その他、細部の修正はあるが、以上の 3 点が改正の中心的な内容となっている。部活動の在り方に関する方針は、現在、試行期間の扱いとなっており、来年度、各中学校等の意見を聞きながら、必要に応じて改正し、令和 3 年度から本格運用としてまいりたい。

【質疑等】

吉田委員：学校以外の指導者等の理解、意見の取扱いはどうなっているか。

朝倉課長：平成 31 年 3 月にスポ少や保護者会の代表の方に説明した。今年 2 月にアンケートの文書を発送したので、それらの意見も踏まえて改正していきたい。

高橋委員：子ども、保護者、指導者のなかには大会で勝ちたいと思っている方もいるなかで、ガイドラインを守っていくことの難しさを感じる。このような流れを、子どもや保護者、指導者に分かっていただく機会を増やさなければと思う。

朝倉課長：価値観の違いが生徒の中にあることも事実。勝つことを目的に頑張るのは普通だと思っている。部活についていけなくて辞めていく生徒もいる。勝利のみに走らないように配慮する必要はある。

吉田委員：総括はどうするのか。

朝倉課長：6 月に方針についての課題などを検討する会議を開く予定。その際に、アンケート等を示しながら検討し、取りまとめていく。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案承認。

第 12 議案第 10 号 奥州市教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規程の一部改正について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を教育総務課長が行った。

【提案理由】

- ・ 本案は、育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員並びに非常勤職員の勤務時間に関し必要な事項を定めるため、本件訓令を一部改正しようとするもの。

【補足説明】

- ・ 当日配布資料P 7～11 に沿って説明。

【質疑等】

高橋委員：この制度により、より働きやすくなると思う。積極的に利用してほしい。人によって働く時間を選べるのか。

千田課長：4 つのパターンで選べるようになっているほか、通常午前から勤務し、午後 30 分程度仕事をしなければならぬ場合であっても、昼時間に 30 分仕事をして 12 時 30 分に帰ることができるなど、時間の調整も可能となっている。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案承認。

閉会